

第 92 期 中 間 決 算 公 告

平成23年11月25日

岩手県盛岡市内丸3番1号



株式会社 東北銀行

取締役頭取 浅沼 新

中間貸借対照表 (平成23年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	14,458	預 金	687,659
コ ー ル ロ ー ン	57,200	譲 渡 性 預 金	10,082
商 品 有 価 証 券	26	借 用 金	23,018
金 銭 の 信 託	15,000	外 国 為 替	7
有 価 証 券	176,622	社 債	1,200
貸 出 金	476,707	そ の 他 負 債	7,495
外 国 為 替	884	未 払 法 人 税 等	31
そ の 他 資 産	2,095	資 産 除 去 債 務	35
有 形 固 定 資 産	9,885	そ の 他 の 負 債	7,429
無 形 固 定 資 産	394	退 職 給 付 引 当 金	2,212
繰 延 税 金 資 産	5,506	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	8
支 払 承 諾 見 返	4,857	偶 発 損 失 引 当 金	274
貸 倒 引 当 金	7,542	災 害 損 失 引 当 金	29
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,185
		支 払 承 諾	4,857
		負 債 の 部 合 計	738,032
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	8,233
		資 本 剰 余 金	6,159
		資 本 準 備 金	6,154
		そ の 他 資 本 剰 余 金	4
		利 益 剰 余 金	4,574
		利 益 準 備 金	47
		そ の 他 利 益 剰 余 金	4,527
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,527
		自 己 株 式	63
		株 主 資 本 合 計	18,904
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,366
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,527
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	839
		純 資 産 の 部 合 計	18,065
資 産 の 部 合 計	756,097	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	756,097

中間損益計算書(平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		7,657
資 金 運 用 収 益	5,300	
(うち貸出金利息)	(4,667)	
(うち有価証券利息配当金)	(604)	
役 務 取 引 等 収 益	941	
そ の 他 業 務 収 益	538	
そ の 他 経 常 収 益	877	
経 常 費 用		6,561
資 金 調 達 費 用	351	
(うち預金利息)	(235)	
役 務 取 引 等 費 用	408	
そ の 他 業 務 費 用	370	
営 業 経 費	4,642	
そ の 他 経 常 費 用	788	
経 常 利 益		1,095
特 別 利 益		5
特 別 損 失		31
税 引 前 中 間 純 利 益		1,070
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5	
法 人 税 等 調 整 額	334	
法 人 税 等 合 計		340
中 間 純 利 益		729

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	9年～30年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,850百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

(5) 災害損失引当金

災害損失引当金は、東日本大震災による店舗損傷等に伴い、当中間期以降に見込まれる店舗修繕費用及び店舗取壊費用の発生に備えるため、当該損失見積額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、デリバティブ取引のうち、ヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

追加情報

当中間期の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間期の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 143百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,482百万円、延滞債権額は24,170百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は276百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は439百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,367百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,184百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 23,117百万円

現金預け金 6百万円

担保資産に対応する債務

預金 5,074百万円

借入金 18,000百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券22,383百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は42百万円及び敷金は14百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、169,270百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが163,983百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等)合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,182百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。

12. 社債は、劣後特約付社債であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は631百万円あります。

14. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.20%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益543百万円及び償却債権取立益265百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、株式等売却損288百万円、株式等償却265百万円及び貸出金償却183百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,595	4,709	113
	地方債	4,731	4,753	22
	社債	7,851	8,084	232
	その他			
	小計	17,179	17,547	368
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債			
	地方債	1,023	1,023	0
	社債	1,344	1,336	7
	その他	500	497	2
	小計	2,867	2,857	10
合計		20,046	20,404	358

2. 子会社・子法人等株式(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	143
合計	143

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	438	337	100
	債券	97,232	96,340	892
	国債	58,659	58,132	527
	地方債	2,728	2,715	13
	社債	35,843	35,492	351
	その他	1,522	1,500	22
	小計	99,193	98,177	1,015
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,401	4,980	1,578
	債券	47,146	47,503	357
	国債	28,135	28,150	15
	地方債	1,992	2,000	7
	社債	17,018	17,353	334
	その他	5,873	8,905	3,032
	小計	56,420	61,389	4,968
合計		155,614	159,566	3,952

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	791
その他	26
合計	818

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、260百万円（株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間期末日における時価が取得原価に比較して50%以上下落している場合は全て、また、30%以上50%未満の下落率の場合で過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式のうち、当該株式の発行会社の財政状態が悪化し取得原価に比べ実質価額が著しく下落しており、実質価額が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該価額をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を減損処理しております。

当中間期における減損処理額は、4百万円（非上場株式）であります。

また、実質価額が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間期末日における実質価額が取得原価に比較して50%以上下落している場合で実質価額の回復可能性が認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

満期保有目的の金銭の信託 (平成23年 9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち時価が中間貸借 対照表計上額を超え るもの (百万円)	うち時価が中間貸借 対照表計上額を超え ないもの (百万円)
満期保有目的の 金銭の信託	15,000	15,000			

(注) 1 . 時価は残存期間が短期間 (3 か月以内) であり帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

2 . 「うち時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	4,206
退職給付引当金	893
減価償却損金算入限度超過額	359
有価証券償却否認額	140
その他有価証券評価差額金	1,586
その他	<u>619</u>
繰延税金資産小計	7,807
評価性引当額	<u>2,297</u>
繰延税金資産合計	5,509
繰延税金負債	
資産除去費用の資産計上額	<u>3</u>
繰延税金負債合計	<u>3</u>
繰延税金資産の純額	<u>5,506</u> 百万円

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	190円59銭
1 株当たり中間純利益金額	7円69銭

中間連結貸借対照表（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	14,512	預 金	685,535
コールローン及び買入手形	57,200	譲 渡 性 預 金	10,082
商 品 有 価 証 券	26	借 用 金	23,071
金 銭 の 信 託	15,000	外 国 為 替	7
有 価 証 券	176,490	社 債	1,200
貸 出 金	474,345	そ の 他 負 債	9,364
外 国 為 替	884	退 職 給 付 引 当 金	2,212
そ の 他 資 産	7,003	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	8
有 形 固 定 資 産	10,086	偶 発 損 失 引 当 金	274
無 形 固 定 資 産	471	災 害 損 失 引 当 金	29
繰 延 税 金 資 産	5,501	ポ イ ン ト 引 当 金	17
支 払 承 諾 見 返	4,857	利 息 返 還 損 失 引 当 金	10
貸 倒 引 当 金	8,335	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,185
		支 払 承 諾	4,857
		負 債 の 部 合 計	737,858
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	8,233
		資 本 剰 余 金	6,159
		利 益 剰 余 金	5,423
		自 己 株 式	63
		株 主 資 本 合 計	19,752
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,366
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,527
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	839
		少 数 株 主 持 分	1,271
		純 資 産 の 部 合 計	20,185
資 産 の 部 合 計	758,043	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	758,043

中間連結損益計算書 (平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	8,531
資 金 運 用 収 益	5,329
(うち貸出金利息)	(4,697)
(うち有価証券利息配当金)	(604)
役 務 取 引 等 収 益	1,136
そ の 他 業 務 収 益	1,277
そ の 他 経 常 収 益	787
経 常 費 用	7,420
資 金 調 達 費 用	352
(うち預金利息)	(234)
役 務 取 引 等 費 用	410
そ の 他 業 務 費 用	937
営 業 経 費	4,925
そ の 他 経 常 費 用	793
経 常 利 益	1,110
特 別 利 益	5
固 定 資 産 処 分 益	5
特 別 損 失	31
固 定 資 産 処 分 損	8
減 損 損 失	10
災 害 に よ る 損 失	12
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	1,084
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	32
法 人 税 等 調 整 額	364
法 人 税 等 合 計	396
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益	688
少 数 株 主 利 益	13
中 間 純 利 益	674

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 5社

会社名

東北ビジネスサービス株式会社
株式会社東北ジェーシーピーカード
東北保証サービス株式会社
とうぎん総合リース株式会社
東北銀ソフトウェアサービス株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 5社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 9年～30年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,850百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

8. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

9. 災害損失引当金の計上基準

当行の災害損失引当金は、東日本大震災による店舗損傷等に伴い、当中間連結会計期間以降に見込まれる店舗修繕費用及び店舗取壊費用の発生に備えるため、当該損失見積額を計上しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

10. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結される子法人等が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

11. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

12. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

13. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、デリバティブ取引のうち、ヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

14. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,570百万円、延滞債権額は24,893百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は345百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は439百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,249百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,184百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 23,117百万円

現金預け金 6百万円

担保資産に対応する債務

預金 5,074百万円

借入金 18,000百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券22,383百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は43百万円及び敷金は18百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、179,171百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが173,884百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 8．土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

- 9．有形固定資産の減価償却累計額 10,636百万円

- 10．借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。

- 11．社債は、劣後特約付社債であります。

- 12．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は631百万円であります。

- 13．銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.82%

（中間連結損益計算書関係）

- 1．「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益427百万円及び償却債権取立益265百万円を含んでおります。

- 2．「その他経常費用」には、株式等売却損288百万円、株式等償却265百万円及び貸出金償却183百万円を含んでおります。

- 3．中間連結業務報告書に定める中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額 1,055百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金預け金	14,512	14,512	
(2)コールローン及び買入手形	57,200	57,200	
(3)商品有価証券			
売買目的有価証券	26	26	
(4)金銭の信託	15,000	15,000	
(5)有価証券			
満期保有目的の債券	20,046	20,404	358
其他有価証券	155,614	155,614	
(6)貸出金	474,345		
貸倒引当金(*1)	7,425		
	466,919	473,216	6,297
(7)外国為替	884	884	
資産計	730,204	736,859	6,655
(1)預金	685,535	685,765	230
(2)譲渡性預金	10,082	10,062	20
(3)借入金	23,071	22,966	105
(4)社債	1,200	1,213	13
負債計	719,889	720,007	118
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	
ヘッジ会計が適用されているもの			
デリバティブ取引計	1	1	

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2)その他資産に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

預け金は満期のない預け金のみであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間(概ね3か月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

金銭の信託は、残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、満期保有目的の金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。）

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は当行が合理的と判断した情報ベンダー及び取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、保全、期間に基づき、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は558百万円増加、「繰延税金資産」は225百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は332百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及びゼロフロアオプション価値等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しております。主な価格決定変数は、国債の利回り及びスワップションのボラティリティであります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、固定金利によるものは元利金の合計額を、変動金利によるものは金利更改日までの元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用される金利スワップの特例処理は、ヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は割引現在価値により算定し、貸出金の時価に含めております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(4) 社債

当行の発行する社債の時価は、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の発行において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約）であり、割引現在価値等により算出しております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（5）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*2）	802
組合出資金（*3）	26
合 計	828

（*1） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2） 当中間連結会計期間において、非上場株式について4百万円減損処理を行っております。

（*3） 組合出資金は投資事業有限責任組合への出資金であり、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

1．満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,595	4,709	113
	地方債	4,731	4,753	22
	社債	7,851	8,084	232
	その他			
	小計	17,179	17,547	368
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債			
	地方債	1,023	1,023	0
	社債	1,344	1,336	7
	その他	500	497	2
	小計	2,867	2,857	10
合 計		20,046	20,404	358

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株式	438	337	100
	債券	97,232	96,340	892
	国債	58,659	58,132	527
	地方債	2,728	2,715	13
	社債	35,843	35,492	351
	その他	1,522	1,500	22
	小計	99,193	98,177	1,015
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株式	3,401	4,980	1,578
	債券	47,146	47,503	357
	国債	28,135	28,150	15
	地方債	1,992	2,000	7
	社債	17,018	17,353	334
	その他	5,873	8,905	3,032
	小計	56,421	61,389	4,968
合計		155,614	159,567	3,952

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、260百万円（株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比較して50%以上下落している場合については全て、また、30%以上50%未満の下落率の場合で過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式のうち、当該株式の発行会社の財政状態が悪化し取得原価に比べ実質価額が著しく下落しており、実質価額が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該価額をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を減損処理しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、4百万円（非上場株式）であります。

また、実質価額が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間連結会計期間末日における実質価額が取得原価に比較して50%以上下落している場合で実質価額の回復可能性が認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

満期保有目的の金銭の信託 (平成23年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち時価が中間連結 貸借対照表計上額を 超えるもの (百万円)	うち時価が中間連結 貸借対照表計上額を 超えないもの (百万円)
満期保有目的の 金銭の信託	15,000	15,000			

(注) 「うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 199円54銭

1株当たり中間純利益金額 7円11銭